

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託事業 仕様書

1 業務名

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務

2 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）までとする。

※うち、プロモーション動画の企画・編集・制作も含める。

3 目的

田村市市民の歌が、今後多くの市民に愛され、親しみを持って歌われ、世代を超えて歌い継がれていくために、プロモーション動画を制作し、ウェブ・SNS等を活用して効果的に情報発信することを目的とする。

4 業務委託内容

受注者は、プロモーション動画の企画・編集・制作を実施すること。

- (1) 田村市市民の歌（約3分）をベースに、以下の内容を踏まえたプロモーション動画企画提案書を作成し、事前に田村市と十分に協議したうえで制作すること。
 - ① 市民を主役とし、親しみやすいような動画とすること
 - ② メインターゲットである小中学生が興味を持つような動画とすること
 - ③ 元市民の歌制作実行委員及び作詞者、作曲者、市内小中学生を出演させること
 - ④ 市民の歌のイメージ（穏やかさ・素朴さ）を大きく損なうことのないようにすること
- (2) 出演交渉は市が行い、制作に関する関係機関等への連絡調整、撮影許可申請、権利確認などの動画制作に関連する業務は、受注者が契約履行完了まで行うこと。
- (3) 動画制作に当たり、ナレーションなどを挿入し編集する場合の料金については本業務委託料に盛り込むこと。
- (4) 動画企画・編集・制作時において公共施設等を使用する場合、市所有の映像および写真素材等を利用する場合は、必要に応じて田村市と協議すること。
- (5) 市が指定する期日までに動画を提供できるようにすること。

5 納品する成果物

制作したプロモーション動画及び制作に使用した写真・動画等のデータを記録したDVD-R等の記録媒体2部。

※データを格納したDVD-R等のレーベル面に契約件名、作成日等の情報を印刷すること。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届（任意様式）
 - ・統括責任者通知書（任意様式）
 - ・実施工程表（任意様式）
 - ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届（任意様式）
 - ・事業報告書（任意様式）
 - ・その他、市が業務の確認に必要と認める書類

7 支払方法

支払方法は、業務完了後の一括払いとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため発注者が保有する個人情報を取り扱うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」に準ずるものとする。

9 注意事項

- (1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権等の知的財産権は、発注者に帰属するものとし、その利用及び再編集は発注者において自由に行うことができるものとする。
- (5) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受注者は、事故等の緊急事態に備えて即時対応が可能な体制を整えておくこと。
- (8) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく発注者と受注者で協議して決定する。